平成２２年（フ）第１５５号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目18番19号
グランメゾン淵野辺102
債務者　三浦あきみ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５７号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目８番５－１号
債務者　小野　晴信
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０号
岡山県津山市小田中2248番地１
債務者　愛甲　文夫
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後２時50分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２３６７号
大阪市天王寺区上本町９丁目３番12―305号
債務者　内山美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４号
横浜市緑区十日市場町911番地７　ヒノキハイツ202号
債務者　佐藤　哲朗
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６１号
神奈川県高座郡寒川町一之宮１丁目５番11号　ウスイハイツ204号
債務者　中野　三郎
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４５号
岡山市中区中島33番地　グリンコート中島203
債務者　山本　秀則
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２号
岡山市南区植松80番地２、申立時の住所岡山市北区加茂313番地14
債務者　妹尾　健一
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
岡山市南区福富西１丁目９番41号
債務者　田渕　英明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５号
岡山市中区藤崎429番地２　プレジール藤崎101
債務者　細川佳津美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０号
岡山市北区東古松南町９番５号　佐藤アパート203号
債務者　内田　　秀
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４４９号
東京都立川市砂川町３丁目５－２―204
債務者　島田　信男
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４０号
東京都大田区羽田４丁目３－３―504
債務者　青山奈津子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５４５号
東京都練馬区旭丘２―11―２―101
債務者　伊庭　幸治
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５５０号
千葉県印西市高花５丁目10―１
債務者　小島恵美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部